

猫の3ない運動

出さない

捨てない

増やさない

33,556 匹

これは、令和5年度に全国の自治体に引き取られた猫の数です。

福島県(中核市を含む)の引取り数は 1,455 匹で、

そのうち約3割を子猫が占めました。

猫が増えすぎて管理できなくなることがないよう、

3つのルールを守り、人と動物の調和ある共生を目指しましょう。

① 猫を出さない → 猫は室内で飼いましょう・所有明示(P2)

全国的に、屋外で死亡している猫の数は、行政で殺処分されている猫の24倍(推定)! (令和6年度 NPO法人「人と動物の共生センター」)

- “猫は死ぬ前に姿を隠す”という迷信がありますが、交通事故、猫同士のケンカ、病気や迷子といった様々な理由により家に帰れないかもしれません。
- 猫を屋外に出すと、予期せぬ繁殖や、近所からの苦情につながることもあります。
- 飼い猫は迷子札等を付け、室内で飼いましょう。

② 猫を捨てない → 終生飼養(P3)

猫の遺棄は犯罪です。捨てた猫が拾われるとはかぎりません。

- 野良猫になった猫は、交通事故や病気により生後6か月齢までに75%が死に、寿命は5年以下との報告もあります。
(Domestic cat colonies in natural areas:a growing exotic threat.Natural Areas Journal,22 (2002))
(Reproductive capacity of free-roaming domestic cats and kitten survival rate.JAVMA,225 (2004))
- 猫がその命を終えるまで適正に飼いましょう。

③ 猫を増やさない → 不妊去勢手術を実施しましょう(P3)

福島県の殺処分される猫のうち、約3割は子猫です。

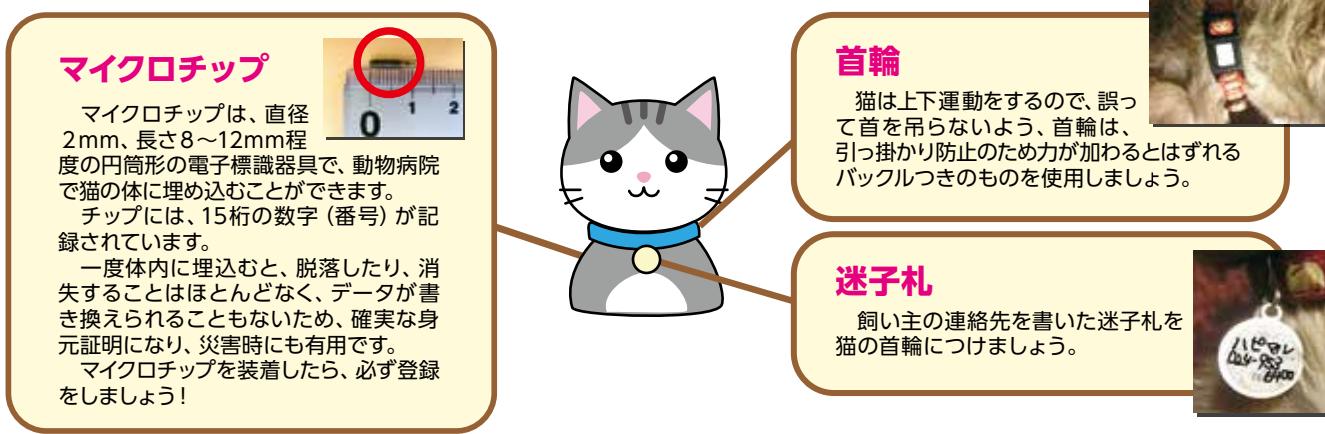
- 猫が増えすぎて管理できなくなることがないよう、不妊去勢手術をしましょう。
- 「可愛い」「可哀想」から始めた餌やりにより、野良猫が集まり、その結果子猫が生まれ、猫のふん尿や鳴き声などで近所迷惑になることがあります。猫が増えすぎると適切な世話が行き届かず、猫自身を苦しめることもあります。
- 餌を与える場合には、その猫の飼い主として、責任を持って飼いましょう。

猫は室内で飼いましょう



身元表示(所有明示)をしましょう

突然の災害や逸走(脱走)に備え、日頃から、迷子札や、マイクロチップ等で身元表示をしましょう。



終生飼養：猫は最後まで飼いましょう

終生飼養とは、飼い猫がその命を終えるまで適正に飼い続けることのほか、飼い続けることができない場合に飼い猫を新しい飼い主へ譲り渡すこと等を意味します。

猫を飼う前に、御自身の年齢や猫の寿命等も考慮に入れ、その飼養について慎重に判断することが必要です。

不妊去勢手術を実施しましょう

猫は本能に従って交尾、妊娠・出産をします。

自分で繁殖をコントロールすることができないのでどんどん増えます。

メスの生殖生理

- 子猫は、生後4~12か月で繁殖できるようになり、1回の出産で4~8匹の子猫を産み、栄養状態が良いと1年で2~4回の出産が可能です。
- 1匹の猫が**1年間で20匹以上**に、**2年間で80匹以上**に増えることが可能です。



4か月齢のメス猫

オスの生殖生理

- 子猫は、生後8~12か月で交尾可能になります。
※メス猫とは異なり、妊娠や出産といった目に見えて分かる体の変化がないため、
飼い主が気づかないところで子孫を増やしていることがあります。

《 不妊去勢手術のメリット 》

様々なリスクを軽減することにより、寿命が伸びます。

- ①メスは妊娠を、オスはメスを妊娠させることを防ぐことができます。
- ②生殖器の病気がなくなり、また、乳腺腫瘍等の性ホルモンに関係する病気を予防できます。
- ③性ホルモンに影響を受ける尿マーキング、発情時の鳴き声やケンカ等の問題行動が少なくなり、猫と飼い主のストレスも減ります。

※肥満傾向になりやすいため、食餌管理を行うと良いでしょう。

災害対策をしましょう

災害は突然起きます。その際、飼い猫を守れるのは飼い主だけです。

日頃から、災害時に備え準備をし、いざというとき、
猫を連れて同行避難ができるようにしておきましょう。



適切な管理

所有明示、室内飼育、不妊去勢手術の実施、ワクチン接種のほか、緊急時に猫を預かってくれる場所等をあらかじめ決めておきましょう。また、「猫が安心できる場所」として日頃からケージに慣らしておきましょう。



猫用防災グッズ

餌と水（5日分）、食器、ケージ、猫トイレ、猫砂、首輪、リード、飼い主の連絡先が記載された手帳、ワクチン接種状況等が記載された健康手帳、猫の写真などを、すぐに持ち出せるように一つにまとめておきましょう。



発行：福島県保健福祉部食品生活衛生課

所在地：〒960-8670

福島市杉妻町2番16号

令和元年7月28日発行

令和6年5月23日改訂

〈お問い合わせ・御連絡先〉

※このリーフレットは、福島県動物愛護基金を活用して
作成しています。